

最高裁判所

受験案内

平成25年度 裁判所職員採用一般職試験 ——高卒者試験——

的確な事務処理に係る能力を有するかどうかを重視して行う採用試験で、裁判所事務官として採用されます。

1 日程

受付期間	7月16日(火)～7月25日(木) (7月25日消印有効) ◎ 申込書は、必ず簡易書留郵便で提出してください。
第1次試験日	9月15日(日) 12:50着席～16:30終了
第1次試験合格者発表日	10月10日(木)
第2次試験日	10月18日(金)～10月31日(木) (人物試験受験票で指定する日)
最終合格者発表日	11月15日(金)
合格者の受験番号の掲示場所	第1次試験を受験した地にある地方裁判所(10:00掲示予定)

- (注) 1 第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。
2 合格者には合格通知書を送付します。発表の日から2日経っても通知書が届かない場合は、申込みをした裁判所に問い合わせてください(3ページの5参照)。
3 合格者の受験番号は、上記掲示予定時刻ころに裁判所ウェブサイト(6ページ参照)にも掲載します。
4 裁判所では、有料で試験の可否の連絡を請け負うことは一切行っていません。

2 受験資格

受験資格	(1) 平成25年4月1日において、高等学校又は学校教育法に基づく中等教育学校(以下「中等教育学校」という。)を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない者(平成23年4月1日以降に卒業した者が該当します。)及び平成26年3月31日までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者 (2) 最高裁判所が(1)に掲げる者に準ずると認める者 ※ (2)の具体例(この他の具体例及び詳細は裁判所ウェブサイト(6ページ参照)をご覧ください。) - 平成25年4月1日において、中学校を卒業した日から起算して2年以上5年未満の者であって、(1)に該当しない者 - 平成25年4月1日において、中学校を卒業した日から起算して5年を経過した者であって、専修学校の高等課程を修了した日の翌日から起算して2年を経過していない者及び平成26年3月31日までに当該課程を修了する見込みがある者 - 平成25年4月1日において、中学校を卒業した日から起算して5年を経過した者であって、高等学校卒業程度認定試験に合格した日の翌日から起算して2年を経過していない者
この試験を受けられない者	(1) 日本の国籍を有しない者 (2) 国家公務員法第38条に該当する者 - 成年被後見人、被保佐人(準禁治産者を含む。) - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者 - 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験種目・試験の方法・配点比率

試 験	試 験 種 目	内 容 ・ 出 題 分 野 ・ 出 題 数	解 答 時 間	配点比率
第1次試験	基 礎 能 力 試 験 (多 肢 選 択 式)	公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識） についての筆記試験 知能分野 24 題 知識分野 21 題	1時間40分	4/10
	作 文 試 験	文章による表現力，課題に対する理解力などについて の筆記試験 1題	50 分	1/10
第2次試験	人 物 試 験	人柄，対人的能力などについての個別面接		5/10

(注) 作文試験の評定結果は，第1次試験の合格者決定には反映させず，最終合格者の決定の際に，他の試験の成績と総合します。

合格者の決定方法の詳細については，裁判所ウェブサイト（6 ページ参照）をご覧ください。

4 採用予定人員及び試験地

勤 務 地	採用予定人員	第 1 次 試 験 地	第2次試験地
東京高等裁判所の管轄区域 東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県	15 人程度	東京都 横浜市 さいたま市 千葉市 水戸市 宇都宮市 前橋市 静岡市 甲府市 長野市 新潟市	第1次試験 地に同じ(第 1 次 試 験 と 同一の試験 地で受験す る。)
大阪高等裁判所の管轄区域 大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県	5人程度	大阪市 京都市 神戸市 奈良市 大津市 和歌山市	
名古屋高等裁判所の管轄区域 愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県	5人程度	名古屋市 津市 岐阜市 福井市 金沢市 富山市	
広島高等裁判所の管轄区域 広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県	若干人	広島市 山口市 岡山市 鳥取市 松江市	
福岡高等裁判所の管轄区域 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県 沖縄県	5人程度	福岡市 佐賀市 長崎市 大分市 熊本市 鹿児島市 宮崎市 那覇市	
仙台高等裁判所の管轄区域 宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県	若干人	仙台市 福島市 山形市 盛岡市 秋田市 青森市	
札幌高等裁判所の管轄区域 北海道	若干人	札幌市 函館市 旭川市 釧路市	
高松高等裁判所の管轄区域 香川県 徳島県 高知県 愛媛県	若干人	高松市 徳島市 高知市 松山市	

(注) 1 採用予定人員は，高等裁判所の管轄区域（勤務地）ごとに定まっています。最終合格して採用された場合の勤務地は原則として第1次試験地を管轄する高等裁判所の管轄区域内となります。第1次試験地は，希望する勤務地に応じた試験地の中で受験に便利な試験地を選んでください。

なお，第1次試験と第2次試験は，同一試験地で受験することになります。

〔例〕 東京での勤務を希望する場合は，東京高等裁判所の管轄区域内にある試験地で受験することになります。

2 採用予定人員は，平成25年1月現在のものであり，変動する場合があります。

3 試験場は，原則として上記都市内に設けますが，受験者数等の都合により，上記都市周辺に設ける場合もあります。

5 申込先

第1次試験地	申 込 先	郵便番号	所 在 地	電話番号
東京都	東京地方裁判所	100-8920	東京都千代田区霞が関1-1-4	03(3581)2469
横浜市	横浜地方裁判所	231-8502	横浜市中区日本大通9	045(345)4114
さいたま市	さいたま地方裁判所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-16-45	048(863)8524
千葉市	千葉地方裁判所	260-0013	千葉市中央区中央4-11-27	043(222)0165
水戸市	水戸地方裁判所	310-0062	水戸市大町1-1-38	029(224)8421
宇都宮市	宇都宮地方裁判所	320-8505	宇都宮市小幡1-1-38	028(333)0005
前橋市	前橋地方裁判所	371-8531	前橋市大手町3-1-34	027(231)4275
静岡市	静岡地方裁判所	420-8633	静岡市葵区追手町10-80	054(251)6235
甲府市	甲府地方裁判所	400-0032	甲府市中央1-10-7	055(235)1134
長野市	長野地方裁判所	380-0846	長野市旭町1108	026(403)2010
新潟市	新潟地方裁判所	951-8511	新潟市中央区学校町通1-1	025(222)4178
大阪市	大阪地方裁判所	530-8522	大阪市北区西天満2-1-10	06(6316)2625
京都市	京都地方裁判所	604-8550	京都市中京区菊屋町	075(257)9139
神戸市	神戸地方裁判所	650-8575	神戸市中央区橘通2-2-1	078(367)1026
奈良市	奈良地方裁判所	630-8213	奈良市登大路町35	0742(26)1271
大津市	大津地方裁判所	520-0044	大津市京町3-1-2	077(503)8107
和歌山市	和歌山地方裁判所	640-8143	和歌山市二番丁1	073(428)9882
名古屋	名古屋地方裁判所	460-8504	名古屋市中区三の丸1-4-1	052(203)9767
津市	津地方裁判所	514-8526	津市中央3-1	059(226)4805
岐阜市	岐阜地方裁判所	500-8710	岐阜市美江寺町2-4-1	058(262)5123
福井市	福井地方裁判所	910-8524	福井市春山1-1-1	0776(91)5054
金沢市	金沢地方裁判所	920-8655	金沢市丸の内7-1	076(262)4435
富山市	富山地方裁判所	939-8502	富山市西田地方町2-9-1	076(421)6319
広島市	広島地方裁判所	730-0012	広島市中区上八丁堀2-43	082(228)0486
山口市	山口地方裁判所	753-0048	山口市駅通り1-6-1	083(922)9137
岡山市	岡山地方裁判所	700-0807	岡山市北区南方1-8-42	086(222)6771
鳥取市	鳥取地方裁判所	680-0011	鳥取市東町2-223	0857(22)2171
松江市	松江地方裁判所	690-8523	松江市母衣町68	0852(23)1701
福岡市	福岡地方裁判所	810-8653	福岡市中央区城内1-1	092(781)3141
佐賀市	佐賀地方裁判所	840-0833	佐賀市中の小路3-22	0952(23)3161
長崎市	長崎地方裁判所	850-8503	長崎市万才町9-26	095(804)4115
大分市	大分地方裁判所	870-8564	大分市荷揚町7-15	097(532)7161
熊本市	熊本地方裁判所	860-8513	熊本市中央区京町1-13-11	096(241)8923
鹿児島市	鹿児島地方裁判所	892-8501	鹿児島市山下町13-47	099(808)3707
宮崎市	宮崎地方裁判所	880-8543	宮崎市旭2-3-13	0985(68)5124
那覇市	那覇地方裁判所	900-8567	那覇市樋川1-14-1	098(918)3318
仙台市	仙台地方裁判所	980-8639	仙台市青葉区片平1-6-1	022(222)4166
福島市	福島地方裁判所	960-8512	福島市花園町5-38	024(534)2196
山形市	山形地方裁判所	990-8531	山形市旅籠町2-4-22	023(623)9511
盛岡市	盛岡地方裁判所	020-8520	盛岡市内丸9-1	019(622)3352
秋田市	秋田地方裁判所	010-8504	秋田市山王7-1-1	018(824)3121
青森市	青森地方裁判所	030-8522	青森市長島1-3-26	017(722)5428
札幌市	札幌地方裁判所	060-0042	札幌市中央区大通西11	011(350)4807
函館市	函館地方裁判所	040-8601	函館市上新川町1-8	0138(38)2367
旭川市	旭川地方裁判所	070-8640	旭川市花咲町4	0166(51)6267
釧路市	釧路地方裁判所	085-0824	釧路市柏木町4-7	0154(99)1203
高松市	高松地方裁判所	760-8586	高松市丸の内1-36	087(851)1538
徳島市	徳島地方裁判所	770-8528	徳島市徳島町1-5	088(603)0107
高知市	高知地方裁判所	780-8558	高知市丸ノ内1-3-5	088(822)0585
松山市	松山地方裁判所	790-8539	松山市一番町3-3-8	089(903)4381

6 受験上の注意事項

- (1) 試験室内では、携帯電話等の通信機器の使用はできません（試験時間中は電源を切ること。）。
- (2) 試験時間中は、受験票、時計（時計機能だけのものに限る。）及び筆記用具以外のものは机上又は机の中に置かず、必ずかばん等の中にしまってください。
- (3) 試験時間中、通信機器を、衣類のポケットなど、かばん等の外に携帯していた場合は、その使用の有無にかかわらず、不正行為とみなし、失格者として扱いますので、注意してください。
- (4) 台風や地震等の災害が発生した場合の試験実施に関する情報については、裁判所ウェブサイト（6ページ参照）をご覧ください。

7 合格後の予定

- (1) 最終合格者は、各高等裁判所の管轄区域（2 ページの 4 の表参照）ごとに作成される採用候補者名簿に高点順に記載されます。
この名簿の有効期間は、最終合格者発表日から 1 年です。
- (2) 最終合格者については、各高等裁判所が、管内の欠員のある裁判所に対して、勤務希望地、成績等を勘案の上推薦し、各裁判所では採用諾否の意向照会等をして採用を内定します。
採用は、おおむね平成 26 年 4 月 1 日になります。ただし、希望する勤務地又は各裁判所の欠員状況によっては、名簿の有効期間内に推薦（採用）されない場合もあります。

8 職務内容等

- (1) 裁判所の組織は、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。
裁判部門では、裁判官が各種の事件を審理裁判しますが、その裁判を支える職種として、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官等が置かれています。
司法行政部門には、裁判を行うのに必要な人や設備などの面で裁判部門を支援し、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るための事務を主として行う事務局（総務課、人事課、会計課等）が設置され、裁判所事務官等がそこで職務を行っています。
- (2) 裁判所事務官に採用されると、各裁判所に配属され、裁判部門では裁判所書記官のもとで各種裁判事務を担当し、司法行政部門である事務局では一般事務に従事します。
裁判所事務官として一定期間在職すると、裁判所書記官となるための裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程の入所試験を受験することができます。裁判所書記官になると、固有の権限が付与され、民事事件や刑事事件等に関する調書作成、公証事務、判例、法令等の調査、その他裁判手続を適正迅速に運営するための職務に従事することになります。

9 給与（次の額は、平成 25 年 4 月 1 日現在（予定）のものです。）

初任給（東京都特別区内に勤務する場合の例）	諸 手 当 の 例
165,318 円 （行政職俸給表（一）1 級 5 号俸）	期末・勤勉手当…1 年間に俸給月額などの 3.95 箇月分 通勤手当……………6 箇月定期券の価額等 （1 箇月当たり最高 55,000 円） 住居手当……………最高 27,000 円 扶養手当……………配偶者 13,000 円等 超過勤務手当等

※ 上記のほか、平成 25 年度については、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく特例として給与減額支給措置（①基本給：△ 4.77％②ボーナス：△ 9.77％等）が実施されています。

10 申込手続等

- (1) 申込方法
受験申込書に所要事項を記入し、写真欄に**申込前 3 箇月以内に撮影した写真**及び受験票の切手欄に**50 円の郵便切手**をそれぞれ貼りつけ、市販の封筒（角形 2 号：幅 24.0cm、長さ 33.2cm 程度）を使用して**簡易書留郵便**で (2) の申込先に郵送してください。受験申込書の記入に当たっては、5・6 ページの受験申込書記入要領を読んでください。
なお、受験申込書を郵送する封筒の表には、「**高卒者試験受験**」と**朱書き**し、封筒の裏面に申込者の住所及び氏名を明記してください。
- (2) 申込先
第 1 次試験の受験を希望する試験地にある裁判所（3 ページの 5 に掲げる裁判所）に申し込んでください。
- (3) 受験票の交付
受験票は、後日郵送します。受験票が 9 月 5 日（木）までに届かない場合は、申込先に問い合わせてください。
- (4) 試験地の変更禁止
申込受付後は、試験地の変更は認められません。

※ 平成 24 年度の実施状況

試験の種類	勤 務 地	申込者数	最終合格者数
一般職試験 （高卒者試験）	東京高等裁判所の管轄区域	396	29
	大阪高等裁判所の管轄区域	93	13
	名古屋高等裁判所の管轄区域	104	11
	広島高等裁判所の管轄区域	90	5
	福岡高等裁判所の管轄区域	376	11
	仙台高等裁判所の管轄区域	100	13
	札幌高等裁判所の管轄区域	90	6
	高松高等裁判所の管轄区域	103	4
	合 計	1,352	92

11 受験申込書記入要領

- (1) 太線枠内及び受験票（郵便はがき）の送付先を記入してください。※欄は記入しないでください。
 - (2) 記入に当たっては、黒のペン又はボールペンを用い、かい書で丁寧に記入してください。訂正がある場合には、該当箇所を二重線で抹消し、その上部に正しい事項を記入してください。なお、インクが容易に消せるボールペンは、受付後の事務処理の過程で文字が消えてしまうおそれがありますので、使用しないでください。
 - (3) 申込前3箇月以内に撮影した写真を受験申込書の写真欄に、50円の郵便切手を受験票の切手欄にそれぞれ貼りつけてください。
写真が貼られていない場合や、写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には受験を認めません。
 - (4) 受験申込書に誤記や未記入の箇所がある場合には、適宜連絡をします。連絡が取れず、補正できなかった場合には、受験申込みの受付ができないことがあります。
 - (5) 記載事項に不正があると、裁判所職員として採用される資格を失うことがあります。
 - (6) 学歴欄には、「最終学歴」欄と「受験資格の学歴」欄があります。「最終学歴」欄は全ての受験者について、「受験資格の学歴」欄は最終学歴と受験資格となる学歴とが異なる受験者について、それぞれ学校名、区分、履修状況等をもれなく記入してください。
学歴欄の記入について不明な点があるときは、事前に受験申込先の裁判所にお問い合わせください。
 - (7) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、申込書裏面の備考欄にその旨記入してください（着席位置を変更したり、問題文字を拡大するなど可能な範囲で配慮を行います。）。
- ※ 受験申込書の学歴に関する情報は、受験資格の審査の他、試験結果の分析や試験広報の充実のために使用します（学歴が合否に影響することはありません。）。

- ◎ 裁判所の組織や職務内容を紹介したパンフレットも配布しています。郵送を希望される方は、請求する封筒の表面に「パンフレット請求」と朱書きし、返送先及び郵便番号を明記した返信用封筒（角形2号）に200円切手を貼ったものを同封して最寄りの裁判所に請求してください。
- ◎ 採用試験情報については、裁判所ウェブサイト（下記参照）でも紹介しています。
- ◎ 受験手続その他詳細については、受験申込先にお問い合わせください。

◎ 裁判所ウェブサイト（裁判所職員採用試験）◎
<http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html>

裁判所職員採用試験

検索

受験申込書記入例

年月日

申込書を記入する日を必ず記入してください。

氏名（自筆）

申込者本人が署名してください。

第1次試験地

試験地は、2ページの4の表を参照の上、選択してください。

この住所は合格通知書の送付先等になりますので、正確に記入して下さい。

最終学歴

最終学歴の学校名等、区分、卒業・在学等の別をもれなく記入してください。

受験資格の学歴

最終学歴の区分が③短大・高専～⑦その他の場合は、「受験資格の学歴」となる高校・中等教育学校、中学校等のいずれかの名称とその課程修了年、卒業年等を必ず記入してください。
高等学校卒業程度認定試験の合格者は、合格年月日と証書番号を記入してください。

平成25年度 裁判所職員採用一般職試験(高卒者試験)受験申込書

私は、次のとおり裁判所職員採用一般職試験(高卒者試験)を受験したいので、申し込みます。
私は、日本国籍を有しており、国家公務員法第38条各号のいずれにも該当しておりません。
また、この申込書の記載事項は事実と相違ありません。

※受験番号		D—		※受付日	
申込書作成日 平成25年 7月 19日		(ふりがな) ながたちよ		写 真 (1) 写真の裏に氏名を書いた後、裏面にしっかりとりをつけて貼ってください。 (2) 写真は縦4cm、横3cmのもので、申込前3箇月以内の脱帽、正面向き、上半身を撮ったものがが必要です。 (3) 写真が貼られていない場合や、写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には受験を認めません。	
第1次試験地 大分市		氏名(自筆) 永田千代			
生年月日		☐ 昭和 ☒ 平成 7年 10月 4日		性別 ☐ 男 ☒ 女	
現住所（同居先・マンション名まで正確に記入してください。） 〒870-9128 ○○都道府県××市△△9-91-8 コーポ□□201 [同居先 方]					
自宅電話 TEL 099 (×××) ××××		連絡のつきやすい時間帯 【午後3】時頃～【午後5】時頃 (できるだけ平日の午前9時から午後5時の時間帯で、 連絡のつきやすい時間帯を記入してください。)			
本人携帯 TEL 090 (×××) ××××					
上記以外の連絡先（必ず記入してください。） TEL 090 (×××) ××××					
(氏名) 永田 一夫		(続柄) 父		☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☒ 携帯電話	
最 終 学 歴					
学校名、学科・課程、コース名		区 分		☐ 平成 年 月卒業(修了) ☒ 来年3月卒業(修了)見込み ☐ 第 学年在学 ☐ 中退	
大分県立山川高等学校		① ☒ 高校・中等教育学校 ② ☐ 中学校 ③ ☐ 短大・高専 ④ ☐ 専修学校等 ⑤ ☐ 大学 ⑥ ☐ 大学院 ⑦ ☐ その他()			
受験資格の学歴【最終学歴の区分が③～⑦の場合は、必ず記入してください。】					
学校名、学科・課程、コース名		区 分		☐ 平成 年 月卒業(修了) ☐ 来年3月卒業(修了)見込み	
		① ☐ 高校・中等教育学校 ② ☐ 中学校 ③ ☐ その他()			
高等学校卒業程度認定試験の合格者 合格年月日 平成 年 月 日 証書番号 第 号					

- 記入要領をよく読んで黒のペン又はボールペン（インクが容易に消せるものを除く。）で太枠内を漏れなく記入し、写真及び50円切手を所定の位置に貼りつけてください。
- この受験申込書（はがき部分は切り取らないでください。）を市販の封筒に入れ、第1次試験地にある裁判所あてに簡易書留郵便で送付してください。
- 学歴欄の記載等について不明な点があるときは、事前に受験申込先の裁判所に問い合わせてください。
- 学歴に関する情報は、受験資格の審査の他、試験結果の分析や広報活動の充実のために使用します（学歴が合否に影響することはありません。）。
- 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望される方は、申込書裏面の備考欄にその旨記入してください。

現住所欄に記入した連絡先で連絡がとれない場合の連絡先を記入してください。

受験票(郵便はがき)の送付先を記入してください。

郵便はがき

870-9128

切手欄
(50円切手を貼ってください。)

受験票送付先

(住 所) ○○県××市△△

9-91-8 コーポ□□201

(氏 名)

永田千代 様

平成25年度 裁判所職員採用一般職試験(高卒者試験)第1次試験受験票

上記の受験票送付先及び下記の太枠内を記入してください。

第1次試験地	(ふりがな) ながたちよ
大分市	氏 名 永田千代
※受験番号 D—	

各試験の合格発表は、受験番号により行いますので、この受験票は試験終了後も保管しておいてください。
(試験日時、試験場、注意事項は、本受験票裏面に記載してあります。)